九州大学加速器・ビーム応用科学センター設備利用料金規程

平成２４年度九大規程第１号
施　行：平成２４年　５月　２日
最終改正：令和　６年　３月１４日
（令和５年度九大規程第６７号）

（趣旨）

第１条　この規程は、九州大学加速器・ビーム応用科学センター（以下「センター」という。）が保有する設備の利用、料金の額及び徴収方法について定めるものとする。

（設備の利用）

第２条　センターの設備を利用することができる者は、九州大学（以下「本学」という。）の教職員であり、かつ放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６７号）第２５条の８に基づきセンターが実施する教育訓練を受講した者（以下「センター構成員」という。）に限る。

２　センター構成員以外の者が当該設備を利用する場合は、センター構成員が代行する。

（利用料）

第３条　設備を利用するセンター構成員及びセンター構成員以外の者は、別表に掲げる利用料を支払わなければならない。

（徴収方法）

第４条　前条に規定する利用料は、経費の振替又は本学が指定する口座への振込みにより、所定の期日までに支払わなければならない。

２　既納の利用料は、原則として返還しない。

（損害賠償）

第５条　センター構成員が、その責めに帰すべき事由により、設備等を滅失、破損又は汚損したときには、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（雑則）

第６条　この規程に定めるもののほか、設備の利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附　則

この規程は、平成２４年５月２日から施行する。

附　則（令和３年度九大規程第９７号）

この規程は、令和４年２月１日から施行する。

附　則（令和５年度九大規程第６７号）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

別　表

設 備 名	１時間当たりの利用料（※１）	
	センター構成員	左記以外
コバルト６０ガンマ線照射システム	１，１００円（※２）	３，０００円

備考

（※１）設備を設置する部屋への入室から、利用終了後に退室するまでの時間を利用時間として取り扱う。

（※２）センター構成員については、年間の利用料金の上限を２００，０００円とし、上限を超える利用料金の追加徴収は行わない。

（※３）設備の利用において、その開始する日の属する事業年度からその次年度に連続して利用することはできないものとする。